条例に追加する住基ネットの独自利用事務一覧

事務形態	No	部局名 (利用者)	事務名	事務の根拠	住民基本台帳ネットワークシステムの利用方法
1		具知事が申請	青者等に住民票の写しの注	係付を求めている事務	→住民の利便性向上
	1	健康福祉局	介護支援専門員の登録 及び登録事項変更届出 に関する事務	介護保険法第69条の2, 第69条の4	介護支援専門員証の登録申請及び登録事項変更届出(住所の変更)において,住 基ネットにより氏名,住所,生年月日を確認する。 (住民票の添付を不要とする。)
2	ļ	県知事が住民	尺票の写しを取っている	事務	→行政の効率化
		健康福祉局	ソ連抑留中死亡者資料	未帰還者留守家族等援護法 第29条	厚生労働省からの調査依頼に基づき、ソ連抑留中死亡者の遺族の現住所を住基 ネットで確認する。
	3		地域がん登録事業に係 るがん患者の生存の事 実の確認調査	健康増進法第16条 がん対策基本法第17条	広島県では、県内のがん罹患者の治療情報等を収集・集計・解析し、がん対策に 利活用するため、地域がん登録事業を実施している。 その中で、がん対策の成果を評価するための重要な指標である5年生存率を適正 に算出するため、がん罹患後5年が経過した患者の生存の事実を、住基ネットで確 認する。 (算出した5年生存率は、効果的ながん対策の実現のために活用する。)
	4	公安委員会	放置違反金関係事務	道路交通法第51条の4, 第51条の5	放置違反金の納付について、住所移転により弁明通知書・納付命令書・督促状等の送付ができない場合の住所・氏名等の確認に住基ネットを利用する。